

行政改革の推進体制について

平成 24 年 7 月 4 日
行政改革実行本部事務局

行政改革の推進体制

…法令による
…閣議決定等による

実行組織

行政改革実行本部

- 内閣に設置し、総理が本部長、副総理が本部長代行、全閣僚で構成
- 政府一体となって、総合的かつ強力に行政改革を実行

検討・推進組織

行政改革に関する懇談会

- 副総理主宰で開催、民間有識者で構成
- 行政改革の主要課題を検討

行政刷新会議

- 関係閣僚＋民間有識者で構成
- 行政事業レビュー等による行政の効率化等を推進

事務局体制

行政改革実行本部事務局

行政刷新会議事務局

国家公務員制度改革推進本部事務局

・ 国家公務員制度改革

IT担当室

・ 政府情報システム刷新

行政改革推進室

・ 独立行政法人改革等

公益法人行政担当室

・ 公益法人改革等

公益認定等委員会事務局

総務省 行政管理局 人事・恩給局

・ 定員管理、国家公務員制度等

財務省 理財局

・ 国有財産の管理等

規制・制度改革 担当事務局

・ 規制制度改革

公共サービス改革担当事務局

・ 政府調達改革等

官民入札等監理委員会事務局

※人事行政関係業務等を移管

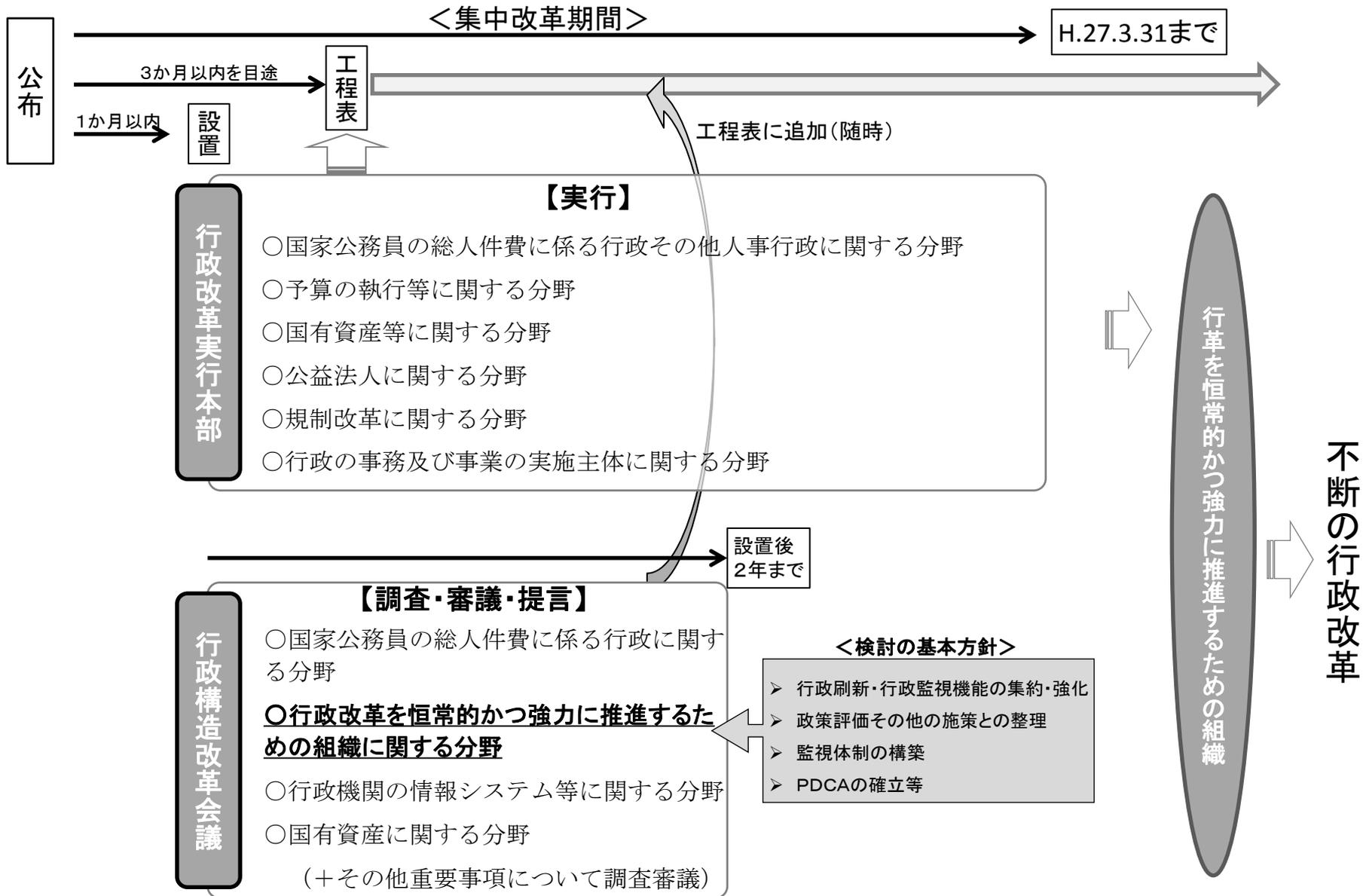
総務省 行政評価局

公務員庁へ ← 人事院

財務省 主計局

会計検査院 1

行革実行法案における「行革組織」検討の流れ



行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(抄)

第二章 行政改革の基本方針

第三節 行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第二款 行政改革を恒常的かつ強力に推進するための組織に関する分野

第三十三条 行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されることを目指して、行政刷新及び行政監視に係る機能を一元的に担いつつ、行政改革を恒常的かつ強力に推進する組織の在り方については、次に掲げる基本方針により検討するものとする。

- 一 行政刷新及び行政監視に係る機能を集約し、及び強化すること。
- 二 政策評価(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第三条第二項に規定する政策評価をいう。)その他の行政改革に資するための施策との整理を行うこと。
- 三 政府の国家戦略に基づく府省横断的な一体的かつ効率的な事務及び事業の運営を確保する観点から監視する体制を構築すること。
- 四 行政の事務及び事業に関し、その実施の結果を評価し、その評価を企画及び立案に反映させる手続を確立すること。この場合において、国会における決算の審査その他の行政監視の結果が予算に反映される等当該行政機関以外の国の機関その他の者の評価にも留意すること。

第四章 集中改革期間における行政改革の実施体制等

第一節 行政改革実行本部

(設置)
第四十二条 集中改革期間における行政改革を総合的かつ集中的に実行するため、内閣に、行政改革実行本部(以下「本部」という。)を置く。

- (所掌事務)
- 第四十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 工程表に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 二 工程表に基づき関係行政機関が講ずる施策その他関係行政機関が講ずる集中改革期間における行政改革のための施策に関し、その推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)
第四十四条 本部は、行政改革実行本部長、行政改革実行副本部長及び行政改革実行本部員をもって組織する。

(行政改革実行本部長)
第四十五条 本部長は、行政改革実行本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

(行政改革実行副本部長)
第四十六条 本部に、行政改革実行副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(行政改革実行本部員)
第四十七条 本部に、行政改革実行本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)
第四十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の長並びに特殊法人及び認可法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第四十九条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第五十条 本部は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第五十一条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 行政構造改革会議

(設置)

第五十三条 集中改革期間における行政改革が総合的かつ集中的に実行され行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制の構築に資するため、内閣府に、行政構造改革会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第五十四条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議し、内閣総理大臣に提言すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じて、第二章第二節に掲げる事項その他の行政改革に関する重要事項について調査審議し、内閣総理大臣に答申すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に提言すること。

(提言及び答申を踏まえた政府の措置)

第五十五条 政府は、内閣総理大臣に対する会議の提言及び答申に盛り込まれた内容及びその趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(組織)

第五十六条 会議は、議長及び委員六人以内をもって組織する。

2 議長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(準用)

第五十七条 第四十八条の規定は、会議について準用する。

(事務局)

第五十八条 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 第四十九条第二項から第四項までの規定は、前項の事務局について準用する。この場合において、同条第四項中「本部長」とあるのは、「議長」と読み替えるものとする。

(設置期限)

第五十九条 会議は、その設置の日から起算して二年を経過する日まで置かれるものとする。